

商工観光係
からの
お知らせ

津別峠展望施設 が開館

展望施設からは、広大な屈斜路湖をはじめ摩周岳、知床連山などが望めます。気象条件があれば屈斜路湖をおおい尽くす壮大な雲海が眼下に広がります。ぜひご利用ください。

津別峠から望む屈斜路湖のライブ映像が津別町ホームページからご覧になれます(1分ごとに更新)。
<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/60camera/index.html>で検索

津別峠展望施設

●開館期間
6月1日～10月31日(予定)

●開館時間
午前9時～午後7時
※トイレは24時間利用できます。

問い合わせ先
商工観光係 19 番窓口 ☎77-8388

！ 道道屈斜路津別線は路肩補修工事のため、全面通行できません ！

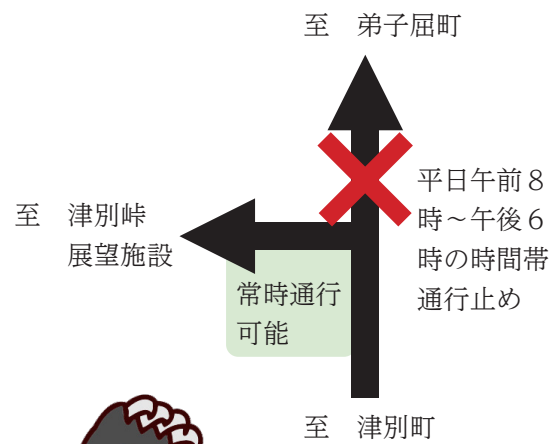
路肩補修工事のため、平日午前8時から午後6時の時間帯は屈斜路方面への通り抜けができません。

※平日午後6時から翌朝午前8時、土日祝日は常時通行可能です。
通行の際は、工事により道路幅が狭くなっていますので、ご注意ください。

※津別側から展望施設までの通行は常時可能となっています。

道路の開通情報は釧路建設管理部弟子屈出張所へお問い合わせください。また、北海道開発局ホームページからも確認できます。

問い合わせ先
釧路建設管理部弟子屈出張所 ☎015-482-2147
北海道開発局ホームページ <https://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>



クマに注意してください！

山に入る際は「**山にクマがいるのは当たり前！**」という意識を忘れず、下記のことにご注意ください。

クマに出遭わないために

- ①普段からクマの出没情報に注意し、出没地域には入らない。
- ②必ず2人以上で行動し、単独で山に入らない。
- ③食べ残しや食べ物の容器を野外に置かない(クマを引き寄せる原因になる)。
- ④明け方や夕暮れ時はクマの活動が活発な時間なので注意する。
- ⑤クマの足跡やふんなどを見つけた場合は、その先に進まず引き返す。
- ⑥鈴や笛、ラジオなどを身に付け、音を出しながら行動する。

クマに出遭ってしまったら

- ①後ずさりしながら静かに立ち去る。
- ②大声を上げたり、攻撃したり、背中を見せて走らない。
- ③子グマを見ても近寄らない(近くに必ず親グマがいます)。

問い合わせ先 林政係 18 番窓口 ☎77-8386



募集期間

6月8日(水)～6月15日(水)
(土日を除く)

受付場所

建設課住宅係 2階20番窓口

入居資格

①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)

②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)

③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

津別町HP 住宅情報



今回公募する公営住宅(入居時期6月下旬)

町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
旭町団地	旭町68番地3	H26/1LDK	17,500～26,100円	1台分(300円)	600円	単身用
たつみ団地【3戸】	達美212番地10	S59/3DK【2戸】	18,100～27,000円	住宅横駐車可	700円	世帯用(単身可)
		S60/3DK【1戸】	17,500～26,000円			
まちなか団地	旭町11番地1	H22/3LDK	24,400～36,400円	1台 300円	600円	世帯用

特定公共賃貸住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
緑町第2団地	緑町10番地1	H23/2LDK	40,000円	1台分(300円)	700円	世帯用

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書(HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

単位:千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅(所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎77-8390